2　組合等は、半相殺方式（規則第百四十条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該耕地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3　組合等は、災害収入共済方式（規則第百四十条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が栽培する農作物に係る収穫量及び価格又は生産金額を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　設定準則第四第一号の規定に基づき基準生産金額（法第百五十三条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めている場合　出荷資料の確認

二　設定準則第四第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合　当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認

4　組合等は、一筆方式（規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る耕地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

5　組合等は、地域インデックス方式（規則第百四十条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認しなければならない。

6　組合等は、全相殺方式の共済関係について損害通知を受けた場合であって、第一項第一号及び第三号に規定する方法により収穫量又は収繭量を調査することがやむを得ない理由により困難になったと認められるときは、第一項の規定にかかわらず、収穫前又は収繭前に、その通知をした組合員等の耕地の全て（蚕繭に係るものにあっては、その通知をした組合員等）につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量又は収繭量を調査しなければならない。

7　組合等は、さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係に係る損害通知において、全損耕地（規則第百四十八条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、全損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。

8　組合等は、前各項の規定による調査（以下「悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。

9　組合等は、悉皆調査を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10　組合等は、第二項、第四項又は第六項の規定による調査を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であって、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11　組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12　組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った耕地（蚕繭に係るものにあっては、組合員等）の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「抜取調査」という。）を検見又は実測の方法により行わなければならない。ただし、組合等が第二項、第四項又は第六項の規定による調査を収穫前又は収繭前における実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。

13　抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあっては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14　組合等は、悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）を、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、一筆方式にあっては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15　組合等は、前項の規定による認定に係る組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては連合会認定区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあっては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

16　前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあっては畑作物連合会保険区分（共済目的の種類の別、規則第百四十条第一項（規則附則第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式の別及び規則第百四十五条又は第百四十八条第一項各号の規定により組合員又は法第百四条第二項に規定する共済資格者が申し出た割合の別の区分をいう。）を、政府保険認定区分にあっては畑作物政府保険区分（規則第二百二十九条に規定する畑作物政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17　組合等（特定組合等を除く。以下この項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第八項及び第十二項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地及び共済減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

18　特定組合等は、第十五項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の畑作物通常責任共済金額（共済掛金区分（法第百五十四条第一項に規定する共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（法第百三十七条第一項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）ごとの共済金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率（規則第二